

平成 26 年 11 月 27 日

「法人向けインターネット・バンキング」に係る 預金等の不正な払戻し被害への対応について

西日本シティ銀行（頭取 谷川 浩道）は、一般社団法人全国銀行協会より平成 26 年 7 月 17 日に公表された「法人向けインターネット・バンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する補償の考え方」を踏まえ、法人向けインターネット・バンキング（以下、法人 IB）をご利用のお客さまが、不正送金被害に遭われた場合、下記のとおり、被害補償を検討する態勢を整備しましたので、お知らせいたします。

お客さまにおかれましては、不正送金被害防止のために当行がお客さまにご依頼・推奨しておりますセキュリティ対策を実施していただきますようお願いいたします。

記

1. 被害補償内容・態勢について

項 目	内 容
対象となる お客さま	当行の法人 IB（NCB ビジネスダイレクト）を利用しているお客さま ※被害補償の対象となるための特別なお手続きは必要ありません。
補償上限額	1 契約あたり年間 5,000 万円を上限に当該被害の補償を検討いたします。
補償内容	具体的な補償の内容等につきましては、お客さまのご利用状況やセキュリティ対策の状況、警察当局による捜査結果等も踏まえ、個別事案ごとに対応させていただきます。
対象取引 (被害補償)	法人 IB を利用して行うことのできる全ての取引（預金取引、外為取引、でんさい取引等。被害補償の範囲：預金元金のほか、振込手数料、利息等を含む）
被害発生時の 連絡先	万が一、身に覚えのない不審なお取引や、パスワードなどが他人に知られた、あるいはその恐れがあることに気づいた場合には、お取引店または「ビジネスダイレクト ヘルプデスク」（フリーダイヤル 0120-742-522、受付時間 平日 9:00~18:00 ただし銀行休業日は除きます）へご連絡ください。 また、最寄の警察署への通報もお願いいたします。

2. お客さまにご依頼・推奨しているセキュリティ対策について

法人 IB をご利用のお客さまにおかれましては、不正送金を防止するため、【必ず行っていただきたいこと】【絶対にしてはいけないこと】のご確認と、【推奨するセキュリティ対策】へのご対応をお願いいたします。

それぞれの内容はこちらでご確認ください。

→ [「当行がお客さまにご依頼・推奨しておりますセキュリティ対策」](#)

以 上

本件に関するお問い合わせ先
営業企画部 松尾（寛） TEL 092-476-2562